○ 財務省告示第 293 号

国債の発行等に関する省令(昭和57年大蔵省令第30号) 第6条第11項の規定に基づき、令和7年10月10日に発行 した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 7年 11月 7日

財務大臣 片山 さつき

- 1 名称及び記号
- 利付国庫債券(5年)(第180回)
- 発行の根拠法律 特別会計に関する法律(平成 19 年法律 及びその条項 第 23 号) 第 46 条 第 1 項
- 3
 - 振替法の適用等社債、株式等の振替に関する法律(平成 13年法律第75号。以下「振替法」とい う。)の規定の適用を受けるものとし、 その振替機関は日本銀行とする。
- 発行方法 4
- 募集取扱機関による募集の取扱いによ る発行
- 5 発 行 額
- 額 面 金 額 で 1,721,350,000 円
- 払込金額
- 1,724,792,700 円
- 7 最低額面金額
- 50,000 円
- 振替単位 8
- 振替法の規定による振替口座簿の記載 又は記録は、最低額面金額の整数倍の 金額によるものとする。
- 発 行 日 9
- 令和7年10月10日
- 10 発行価格
- 額面金額 100円につき 100円 20銭

利率 11

- 年 1.1%
- 12 経過利子の払込 4

各募集取扱機関は、払込金額に加え、次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 第 18 号 に規定する期日に払い込むものとす る。

額面金額の総額× $\frac{1.1}{100}$ × $\frac{112}{365}$

13 初期利子

令和7年12月20日を支払期とし、次 の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たる ときは、その翌営業日に支払う(以下、 次号及び第 15 号において規定する期 日について同じ。)。

額 面 金 額 $\times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$

子

14 第2期以後の利 毎年6月20日及び12月20日を支払期 とし、各支払期において、その日以前6 月間に属する利子を支払う。

- 15 償還期限
- 令和 12 年 6 月 20 日
- 16 償還金額 額面金額100円につき100円
- 17 元利金支払場所 日本銀行